

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に雇用され、看護師として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月に医療安全管理の専従となって以降は、上肢作業が多かったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「頸肩腕症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、D医師の平成〇年〇月〇日付け意見書等を基に、本件疾病の発症と業務との間には相当因果関係がある旨主張している。

(2) ところで、本件疾病を含む上肢等に過度に負担のかかる業務による疾病の業務起因性については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、これを妥当なものと考えることから、認定基準に照らし、以下に検討する。

(3) まず、請求人の従事したパソコン業務については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定基準に定める「上肢の反復動作の多い作業」であり、また、請求人は、平成〇年〇月（医療安全管理業務に従事開始時期）から平成〇年〇月（本件疾病に係る症状の発現時期）までの期間、同業務に従事していたものであると認める。

(4) 次に、認定基準では、上肢障害の療養期間は、概ね3か月程度とすることが妥当であり、長期化するものであっても6か月が限度であるとされているところ、請求人の本件疾病に係る症状経過についてみると、D医師作成の意見書には、要旨、「請求人は、平成〇年〇月〇日にEクリニックを受診した。休業を開始して1年4か月経過したが、まだ症状・所見の改善は不十分であり、日常業務・生活上の不便・苦痛は著しい。」と記載されている。この点に関しては、当審査会としては、決定書理由の説示は妥当であり、請求人の本件疾病に係る療養期間は、上記における通常の療養期間と比較すると相当程度長いものと思料する。

さらに、認定基準では、過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なもの認められるかが認定要件の一つとされているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、本件疾病のみでは、頸部、背部、上肢の疼痛を来す可能性はあるものの、全身性の疼痛を来すことは考え難いと

述べており、また、地方労災医員協議会も、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、認定基準で対象疾患とされる本件疾病は狭義とされ、上肢に過度の負担がかかる業務に従事し生じた症状とされるが、広範な全身疼痛は、上肢の繰り返し動作により発症したものとは認め難いと述べていることに鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の身体に生じた症状は、本件疾病から派生した症状ではないと判断するものであり、過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものとは認め難い。

- (5) 以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に定められた認定要件を満たさないことから、当審査会としても、業務と発症との間の相当因果関係は否定されるものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。